

「(仮称)沼津真城山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に関する意見

静岡県

令和2年7月

はじめに

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、真城山を中心とした沼津市江梨から井田の稜線上において、4,200kW程度の風力発電設備を区域内に11基程度設置し、総出力最大4万2,000kWを発電する発電所を建設する陸上風力発電事業である。

伊豆半島は本州で唯一フィリピン海プレートの上に位置し、半島の形成はその他の地域とは全く異なる経緯を持つことなど、世界的にも非常に特異な地理的歴史を有している。また、複雑な火山活動と一体の隆起沈降によって形成された半島・列島景観を有する地域として、海岸線や稜線等は、富士箱根伊豆国立公園¹に指定されている。

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）周辺の土地利用状況は、海岸の平野部を中心に戸田、井田、江梨、古宇などの集落が形成されており、最も大きな集落である戸田地区においては、住宅、学校、幼稚園、保育所、診療所といった特に配慮が必要な施設が立地している。これらの集落の一部は、想定区域を流域の一部とする河川や溪流を水道水源としている。

想定区域周辺の海岸線には多くの観光資源が存在しており、「人と自然の触れ合い活動の場」である井田海水浴場、大瀬海水浴場及び平沢海水浴場（らららサンビーチ）は、「令和元年度 水浴場（開設前）水質調査結果」（環境省）で水質が特に良好な海水浴場とされている。また、井田や大瀬は、県内外から多くのダイバーが訪れるダイビングスポットとなっている。

さらに、想定区域の真城山、金冠山、達磨山及びこれらの山を繋ぐ稜線からは、駿河湾越しの富士山の絶景が眺望できる。一方、対岸の沼津御用邸記念公園や千本浜等からは、想定区域である真城山を含む伊豆半島の優れた景観を眺望できる。

そこで、こうした自然的状況、社会的状況及び地域住民等の意見を踏まえた上で、風力発電設備の存在及び稼働による騒音、風車の影及び景観等への影響や、森林の伐採や土地の改変を伴う造成工事による地形及び地質

¹ 「富士箱根伊豆国立公園」は、森林及び湖沼群から、海岸部及び島嶼地域に至るまで、変化に富んだ景観を有する公園で富士、箱根、伊豆半島、伊豆諸島の4地域からなり、昭和11年に富士箱根国立公園が指定されたのが始まり。伊豆半島地域は、海岸線一帯の大部分及び山稜部の一部の景観保護や適正な利用を図るため、昭和30年に編入された。

や動植物等に及ぼす影響について、回避又は低減を図ることが重要である。

また、今後、温暖化に伴い、最大風速が増大するなどこれまでより大型で強い勢力の台風が発生するとの知見がある。さらには、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、設計に用いる最大風速や地震動等については、最新の知見を活用し、万全の安全対策を期す必要がある。

のことから、今後、事業者が、本事業の具体的な事業計画の検討や環境影響評価手続を行う上で、配慮すべき事項等について、意見するものである。

特に本事業の実施により、優れた眺望景観が改変されることについて、強い懸念を覚えることから、本事業の検討等に当たっては、後述する意見を十分踏まえるように申し添える。

I 全般的事項

1 対象事業実施区域の設定

計画段階環境配慮書では、詳細な事業計画が示されていないため、今後の対象事業実施区域の設定、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の配置、構造、規模等(以下「配置等」という。)の計画には、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、配置等の検討の経緯及び内容については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に記載すること。

2 住民等への十分な説明及び合意形成

環境影響評価手続の段階から、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について住民、土地所有者、関係団体等に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影

風力発電設備の存在及び稼働による騒音、超低周波音²及び風車の影により、想定区域及びその周囲に存在する住宅、学校、幼稚園、保育所、診療所といった特に配慮が必要な施設の生活環境等への影響が懸念されるため、当該施設に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うこと。

また、想定区域の周辺地形や風力発電設備の配置等を考慮した予測を行い、定量的な評価を行うこと。

さらに、風車から発生する騒音については、騒音の音域や大きさの評価のみでなく、騒音の連續性や規則性等によっては不快に感じる(アノイアンス)場合があることから、アノイアンスにも着目した調査、予測及び評価を行うこと。

加えて、風車の影による日照の変化が農作物の生長に及ぼす影響が懸念されるため、農作物の生長に及ぼす影響について調査、予測及び

2 「超低周波音」とは、1～100Hzの低周波音のうち、1～20Hzの音をいい、人間の耳では特に聞こえにくいが、音圧レベル(dB)によっては聞こえる可能性がある。

評価を行うこと。

2 水の濁り

想定区域を流域の一部とする河川や溪流は、井田地区、江梨地区、古宇地区の水道水源となっており、また、それぞれの下流の沿岸海域では水産業が営まれている。

森林の伐採や土地の改変を伴う造成工事及び完了後の取付道路等の付帯設備からの濁水の発生や流出は、水道水源の水質や一連の生態系（河川や溪流及びその周辺の湿潤環境、そこから下流の沿岸海域に繋がるもの）に影響を及ぼすおそれがあるため、水の濁りについて調査、予測及び評価を行うこと。

3 水資源

森林の伐採を伴う工事による森林の水源涵養機能の低下、それに伴う水道水源としての取水への影響を回避する必要があるため、河川の水量及び地下水の水位に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うこと。

4 地形、地質及び地盤

想定区域は、火山性の脆弱な地質が分布しており、一部には急峻な地形も見られることから、土地の改変を伴う造成工事による斜面の不安定化や土砂の流出が懸念されるため、想定区域における土地の安定性に及ぼす影響について環境影響評価項目に加えた上で調査、予測及び評価を行うこと。

世界ジオパーク³に認定された伊豆半島には重要な地質が多く存在することから、調査する文献を増やすとともに、地域に精通した専門家に意見を求めた上で、重要な地形や地質への影響の回避を検討すること。なお、重要な地形や地質を改変せざるを得ない場合は、ジオパーク認定の更新へ影響を及ぼさないように、事前に関係者と十分に協議すること。

³ 「ジオパーク」とは、大地(ジオ)が育んだ貴重な地質・地形遺産を多数備えた地域が、それらの保全と活用によって経済・文化活動を高め、継続して地域振興につなげていくプログラムのこと。伊豆半島ジオパークは、2018年4月17日にユネスコ世界ジオパークとして認定された。

5 動物

(1) 昆虫類及び陸産貝類

森林の伐採や土地の改変を伴う造成工事による動物の食草の生育環境、日照条件等の変化が懸念されるため、希少な昆虫類及び陸産貝類の生息環境に及ぼす影響について、専門家に意見を求めた上で調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 魚類等

森林の伐採や土地の改変を伴う造成工事及び工事完了後の取付道路等の付帯設備からの濁水の発生や流出が懸念されるため、河川や沿岸海域に生息する魚類、甲殻類等や大瀬崎のサンゴ³に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 両生類

想定区域を流域の一部とする河川や溪流及びその周辺の湿潤環境には、希少両生類であるハコネサンショウウオ⁴が生息している可能性が高いため、森林の伐採が生息地である湿潤環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 鳥類及び哺乳類

森林の伐採や風力発電設備等の工事によるクマタカ⁵等の希少野生鳥類の生息環境への影響を回避又は低減するため、地域に精通した専門家に意見を求めた上で調査、予測及び評価を行うこと。

また、風力発電設備の設置等による鳥類及びコウモリの衝突（バードストライク及びバットストライク）が懸念されるため、風力発電設備の配置等を決定する前に調査、予測及び評価を行うこと。

6 植物

森林の伐採や土地の改変を伴う造成工事による希少植物の生育環境への影響を回避又は低減するため、地域に精通した専門家に意見を

3 「大瀬崎のサンゴ」とは、太平洋側のサンゴの分布域の北限域に位置する。太平洋側の北限は千葉県周辺、日本海側は新潟県佐渡島となっている。

4 「ハコネサンショウウオ」とは、サンショウウオ科の全長13~19cmの両生類で、伊豆半島では標高600m付近の河川の源流部で見られる。体は細長くて尾が長く、体の地色は黒褐色や褐色で背面に褐色や黄褐色、橙色の帶状模様や斑点がある。(静岡県レッドデータブック・絶滅危惧Ⅱ類(VU))

5 「クマタカ」とは、タカ科の全長約80cmの猛禽類で、国内では全国的に生息しており、山地の森林が主な生息環境である。営巣地は樹齢の高い林で、営巣木は特に樹高のある大木を利用する。(静岡県レッドデータブック・絶滅危惧Ⅱ類(VU))

求めた上で調査、予測及び評価を行うこと。

7 景観

想定区域である真城山から金冠山の眺望景観は景観地理学者志賀重昂氏しげたかから絶景と評された景勝地であり、風力発電設備の設置等による景観資源の改変は、この景観の保全を阻害するものであると考えられる。

また、達磨山から金冠山を繋ぐ遊歩道は、四季折々の景観、日本一深い駿河湾、日本一標高の高い富士山の眺望を楽しむことができるなど、遊歩道からの眺望そのものが観光・景観資源を形成しているものであり、風力発電設備の設置等により、この遊歩道からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

さらに、土肥港に発着する駿河湾フェリーからの伊豆半島の眺望は、観光・景観資源であり、風力発電設備の設置等により、眺望景観への影響が懸念される。

加えて、配慮書に記載された主要な眺望地点以外にも香貫山かぬきやま、千本浜、新東名高速道路駿河湾沼津サービスエリア、県道沼津土肥線及び沼津港と大瀬崎を結ぶ定期船の航路から想定区域が視認できるため、これらからの眺望景観への影響が懸念される。

沼津市長、伊豆市長及び専門家からも、この重要な景観資源の改変への強い懸念が示されていることから、事業の実施に当たっては、景観資源への影響を最大限回避するための保全措置を検討すること。

また、風力発電設備の配置等が景観に及ぼす影響について、主要な眺望地点を追加した上で調査、予測及び評価を行い、フォトモニタージュ等のシミュレーション結果を用いて広く県民に知らせること。なお、シミュレーションについては、眺望する季節、時間帯にも配慮して実施すること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域を流域の一部とする河川や溪流の下流には井田海水浴場や大瀬海水浴場があり、透明度が高く、穏やかなことから多くの観光客が訪れる。また、それぞれはダイビングスポットになっており、特に大瀬は、魚類等の生物の数、種類が多いことから、人気の場所とな

っている。

森林の伐採や土地の改変を伴う造成工事及び完了後の取付道路等の付帯設備からの濁水の海域への流出は、海水浴場やダイビングスポットの水質、視認性に影響を及ぼすおそれがあるため、濁水が及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うこと。

併せて、想定区域周辺には大瀬崎、井田のみょうじん いけ 明神池、御浜岬みはま みさき 等の伊豆半島ジオパークのジオサイト⁶が存在することから、それらへの影響について調査、予測及び評価を実施すること。

さらに、想定区域周辺に存在する松城家住宅⁷、戸田の漁師踊・漁師唄⁸及び大瀬神社例大祭⁹などの文化財等は、それ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで営まれる人々の伝統的な活動などと密接に関連するものであり、守り続けられているものである。よって、静岡県文化財保存活用大綱を踏まえ、自然環境等の変化が文化財等の保存や活用に影響を及ぼすおそれがあることを認識の上、その影響について調査、予測及び評価を行うこと。

9 その他

(1) 埋蔵文化財

事業想定区域内には現在のところ埋蔵文化財包蔵地は確認されていないものの、周辺では複数の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、実際に地盤の改良等による掘削において、埋蔵文化財が新規に発見される可能性があることから、地下掘削については、事前に市教育委員会と協議すること。

(2) 電波への影響

想定区域の近接地には、地域デジタル防災無線¹⁰真城山中継所、同報系防災行政無線¹¹簡易中継所、消防救急無線真城山基地局、総務省及び海上保安庁が所管する各無線等中継所等があるため、これらの施設への影響について調査、予測及び評価を行うこと。

6 「ジオサイト」とは、地質遺産にまつわるひとまとまりのストーリーを構成できる、ある一連の事物をまとめた範囲のこと。

7 「松城家住宅」とは、明治初期に戸田の松城兵作が建てた、洋風デザインを取り入れた建物（擬洋風建築）。随所に名工入江長八の漆喰こて絵が配されており、その文化・歴史的価値から、国の重要文化財に指定されている。

- 8 「戸田の漁師踊・漁師唄」とは、沼津市戸田に江戸時代から伝わる大漁を祈願する伝統芸能。江戸時代「紀州藩御用石場預かり」を務めた勝呂家が紀州藩から千石船を拝領したとき、「御船（せきふね）唄」として伝えられたと言われる。（県指定無形民俗文化財）
- 9 「大瀬神社例大祭」とは、古くから駿河湾漁民の信仰の象徴、海の守護神として多くの人々の崇高を集める大瀬神社で、毎年4月4日に行われる例大祭。大漁旗で飾りたて、女装した青年達を乗せた踊り船が多数大瀬に集まる。
- 10 「地域デジタル防災無線」とは、市町村が整備した、防災関係機関等への情報伝達のための無線通信システムのこと。
- 11 「同報系防災行政無線」とは、市町村が、屋外に設置したスピーカー等で、住民へ一斉に通報を行う通信システム。災害時の住民への情報伝達手段として、大変重要なものである。